



児童扶養手当の支給月額が改定されます

令和6年4月分から、「児童扶養手当法」及び「児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律」に基づき、全国消費者物価指数をもとに児童扶養手当月額が改定されます。

児童1人目	
全部支給	44,140円→45,500円
一部支給	44,130円→10,410円→45,490円→10,740円
児童2人目	
全部支給	10,420円→10,750円
一部支給	10,410円→5,210円→10,740円→5,380円
児童3人目以降	
全部支給	6,250円→6,450円
一部支給	6,240円→3,130円→6,440円→3,230円

現在児童扶養手当を受給中の方については4月末頃、改定後手当月額のお知らせを送付します。

問合せ 区 保健福祉課(子育て支援)
TEL 6647-9895 FAX 6644-1937

特別児童扶養手当・特別障がい者手当などの手当月額の改定について

令和6年4月分から、手当月額が次のとおり改定されます。

- ①特別児童扶養手当(1級): 53,700円→55,350円
- ②特別児童扶養手当(2級): 35,760円→36,860円
- ③特別障がい者手当: 27,980円→28,840円
- ④障がい児福祉手当: 15,220円→15,690円
- ⑤経過福祉手当: 15,220円→15,690円

①②は20歳未満で政令で定める程度の障がいがある児童を監護している父もしくは母または養育者に支給される手当です。

③⑤は20歳以上、④は20歳未満で身体または精神に重度の障がいがあるため、日常生活において常時介護を必要とする状態の方に支給される手当です。

問合せ 区 保健福祉課(障がい者支援)
TEL 6647-9897 FAX 6644-1937

5月1日～7日は「憲法週間」です

毎年5月3日の憲法記念日を含む5月1日から7日までの一週間は「憲法週間」です。

基本的人権の尊重は日本国憲法の柱の一つで、侵すことのできないものであると規定されています。憲法週間を機会に、私たち誰もが憲法で保障されている基本的人権の大切さについて、あらためて考えてみましょう。



問合せ 区 市民協働課(教育・学習支援)
TEL 6647-9743 FAX 6633-8270

大阪市国民健康保険からのお知らせ

- ・保険料の通知について
国民健康保険料(4月～翌年3月分)については6月に決定し、6月中旬に世帯主あてに「国民健康保険料決定通知書」をお送りします。
- ・国民健康保険料のための所得申告書について
国民健康保険料を決めるため、収入のない方や市府民税の申告の必要がない方に国民健康保険料のための所得申告書をお送りします。
提出されていない方は、4月15日(月)までに区役所窓口サービス課保険年金担当(2階28番窓口)まで提出してください。

問合せ 区 窓口サービス課(保険年金:保険)
TEL 6647-9956 FAX 6633-8270
※問合せ可能日・可能時間(月～木、第4日曜日:9時～17時30分、金曜日:9時～19時)

地域の子どもを地域ではぐくむ「はぐくみネット」事業

学校を核として、地域社会でさまざまな人が継続的に子どもに関わるしくみをつくり、人と人とのつながりによって子どもをはぐくむ「教育コミュニティづくり」をつくることをめざして、区内の小学校区において「小学校区教育協議会—はぐくみネット—」事業に取り組んでいます。

はぐくみネットが学校・家庭・地域をつなぐ役割を果たすために、取組みの要として活躍しているのが「はぐくみネットコーディネーター」です。

活動内容など、詳しくはこちらから



問合せ 区 市民協働課(教育・学習支援)
TEL 6647-9743 FAX 6633-8270

固定資産税・都市計画税(第1期分)納期限のお知らせ

固定資産税・都市計画税(第1期分)の納期限は、4月30日(火)です。市税は、市政運営の原動力であり、市民の皆さんのために大切に活用させていただきます。市税へのご理解と納期内の納付をお願いします。

固定資産税・都市計画税(土地・家屋)については

問合せ なんば市税事務所 固定資産税グループ
TEL 4397-2957(土地)、2958(家屋)
※問合せ可能日・可能時間(月～木曜日:9時～17時30分 金曜日:9時～19時)

固定資産税(償却資産)については

問合せ 船場法人市税事務所 固定資産税(償却資産)グループ
TEL 4705-2941 FAX 4705-2905
※問合せ可能日・可能時間(月～金曜日(祝日除く):9時～17時30分)

愛犬の登録と狂犬病予防注射

犬の登録、毎年1回の狂犬病予防注射、鑑札・注射済票を犬に着けておくことが狂犬病予防法で義務付けられています。



集合注射のご案内

日時 4月28日(日)13時30分～16時
※雨天決行。ただし、11時時点で大阪管区気象台が市内に「特別警報」または、「暴風警報」を発表している場合は中止します。

場所 区役所1階 検診車スペース(正面入口東側)

費用 ①注射料金:2,750円
②注射済票交付手数料:550円
※令和2年度より狂犬病予防注射料金が改定されています。
・継続の方は、区役所からの案内通知を忘れずにご持参ください。
・動物病院で受けられる場合、注射料金が異なる場合があります。

※令和5年から、集合注射会場では飼い犬の登録申請受け付けができません。登録申請については区役所窓口までお越しください。

なお、飼い犬にマイクロチップを装着し、令和4年11月1日以降に国に登録した場合は、特例制度により本市への登録申請は不要です。



マイクロチップ特例制度の詳細内容はこちら

4月は「犬・猫を正しく飼う運動」強調月間です

ペットを飼ったその時から、飼い主にはさまざまな責任が生じます。マナーを守り、周囲に迷惑を及ぼすことがないように努めなければなりません。

- ・不幸な命を増やさないために、最後まで責任をもって飼いましょう。
- ・不妊去勢手術を行い、むやみな繁殖を避けましょう。
- ・放し飼いや排泄物の放置はしないでください。
- ・猫はできるだけ室内で飼育しましょう。

※野良猫にエサを与える場合は、エサの片付けやフン・尿の後始末を必ずしなければいけません(令和元年12月の条例改正により、動物へエサを与えた後の清掃が義務付けられました)。

問合せ 区 保健福祉課(保健)
TEL 6647-9973 FAX 6644-1937

弁護士による「離婚・養育費」に関する専門相談を実施します

無料 要予約

大阪弁護士会所属の弁護士が、法律的な知識を要する問題の相談に応じ、無料でアドバイスを行います。

日時 5月9日(木)14時～17時 ※相談時間は45分以内

場所 区役所

対象 市内にお住まいの、未成年のお子さんがいる方

申込 4月30日(火)9時から電話にて受け付け

問合せ 区 保健福祉課(子育て支援)
TEL 6647-9895 FAX 6644-1937

